

## 栃木県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業（医療分） 交付要領

### （趣旨）

第1条 県の給付する新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（医療分）（以下「慰労金」という。）については、予算の範囲内において給付するものとし、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

### （目的）

第2条 栃木県内の病院、診療所、訪問看護ステーション及び助産所（以下「医療機関等」という。）に勤務する医療従事者や職員（以下「医療従事者等」という。）が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、①感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと、②継続して提供することが必要な業務であること、及び③医療機関での集団感染の発生状況から、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

### （給付の対象及び給付額）

第3条 この慰労金は、令和2（2020）年2月11日から令和2（2020）年6月30日までの期間のうち、10日以上医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者等に対して給付する。  
2 慰労金の給付額は、別表のとおりとする。

### （給付の条件）

第4条 慰労金の給付は、介護施設や障害施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。

### （申請手続）

第5条 慰労金の給付を受けようとする場合、原則として、医療機関等が、医療従事者等から委任を受けて代理申請・受領を行い、医療機関等から医療従事者等に給付するものとする。医療従事者等から委任を受けて代理申請をしようとする者は、あらかじめ指定する期日までに給付申請書兼請求書（様式第6号）、医療機関等情報（様式第1号）及び給付対象内訳（様式第2号）を栃木県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）を通じて、栃木県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。  
2 やむを得ない理由により前項による申請ができない医療従事者等は、個別申請書兼請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

### （委任状）

第6条 医療機関等が前条に記載の代理申請・受領を行う場合は、医療従事者等から委任状（様式第3号の1又は3号の2。代理受領を行うことができない医療機関等の場合においては様式4号の1又は4号の2）を受領し、当該医療機関等において保管しなければならない。

2 医療機関等において委託した業務に従事する者のうち、受託業者にて給与支給及び勤怠管理を行っている者については、受託業者において従事者の委任状をとりまとめの上、当該医療機関等宛て依頼状（様式第5号）及び医療従事者等名簿（様式第5号別紙）を提出すること。

（申請の受付開始日及び期限）

第7条 慰労金の申請受付開始日は、令和2（2020）年8月15日とし、令和2（2020）年12月31日までに申請しなければならない。

（給付の決定）

第8条 知事は、医療機関等又は医療従事者等から第5条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに慰労金の給付を決定するものとし、その決定の内容を医療機関等又は医療従事者等に通知するとともに、慰労金を給付する。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第9条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、医療機関等又は医療従事者等から第8条に定める申請の期限までに申請が行われなかった場合は、給付対象者が慰労金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、栃木県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（決定の取消し等）

第10条 知事は、慰労金の給付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、慰労金の給付の決定の全部若しくは一部を取り消すことがある。

（実績報告）

第11条 代理申請・受領を行った医療機関等は、給付が完了したときは、支給後1か月以内に実績報告書（様式第7号及び第8号）に添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

（不当利得の返還）

第12条 知事は、慰労金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により慰労金の給付を受けた者に対して、給付を行った慰労金の返還を命ずる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 慰労金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（資料の保管）

第14条 慰労金の給付を受けた者は、慰労金に関する資料を、当該慰労金の給付を受けた

年度の翌年度以降5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第15条 特別の事情により第5条及び第11条の規定に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和2(2020)年8月5日から適用する。

別表

1 区分	2 交付額	3 交付率
<p>1 栃木県から役割を設定された重点医療機関、感染症指定医療機関その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関に勤務し、患者と接する医療従事者や職員</p>	<p>①実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った場合  <u>1人当たり 200 千円</u>            ※ただし、当該医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、<u>1人当たり 100 千円</u></p> <p>②新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行っていない場合  <u>1人当たり 100 千円</u></p>	<p>定額</p>
<p>2 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、栃木県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関又は地域外来・検査センターに勤務し、患者と接する医療従事者や職員</p>	<p>①実際に新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った場合  <u>1人当たり 200 千円</u>            ※ただし、当該医療機関等において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、<u>1人当たり 100 千円</u></p> <p>②新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行っていない場合  <u>1人当たり 100 千円</u></p>	

<p>3 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、栃木県から役割を設定された宿泊療養・自宅療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者（無症状病原体保有者及び軽症患者を含む。以下「軽症者等」という。）に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等で軽症者等と接する医療従事者や職員（栃木県からの依頼又は委託等により、当該業務に従事する者に限る。）</p>	<p style="text-align: right;"><u>1人当たり 200千円</u></p>	
<p>4 栃木県から新型コロナウイルス感染症患者への対応の役割を設定されていない医療機関（病院及び診療所）、訪問看護ステーション又は助産所に勤務し、患者（助産所にあつては妊産婦）と接する医療従事者や職員</p>	<p>①実際に新型コロナウイルス感染症患者に入院診療等を行った場合</p> <p style="text-align: right;"><u>1人当たり 200千円</u></p> <p>※ただし、当該医療機関等において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に入院診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、<u>1人当たり 50千円</u></p> <p>②新型コロナウイルス感染症患者に入院診療等を行っていない場合</p> <p style="text-align: right;"><u>1人当たり 50千円</u></p>	